

行政代執行の実施結果について

河川法に違反して、一級河川琵琶湖の河川区域内で不法占用を行っている者（2名）に対して、下記のとおり行政代執行法に基づく代執行を実施しましたので報告します。

記

1 棧橋（飛込台）

(1) 違反の場所

大津市南小松字北生水27番3地先の一級河川琵琶湖の河川区域内

(2) 相手方

大阪府羽曳野市 男性

(3) 代執行の内容

棧橋（飛込台）を撤去することにより一級河川琵琶湖の原状回復を図った。

(4) 経過

- ① 過去にはプールの代用として湖中に飛込台を設け学校も使用していたようであるが、そうした使用がされなくなった後も湖中に放置され、平成16年には鉄骨により改修・補強されていることを確認した。
- ② 平成21年には相手方が棧橋の設置を認めたため、同年6月から4回に渡り大津土木事務所からの警告書の発布や面談による指導を行ったが、自主撤去には至らず、法的措置に移行した。
- ③ 平成23年11月8日付けで原状回復を求めて河川法に基づく監督処分を実施したが、これにも応じなかったことから、行政代執行法に基づく代執行の実施を通知したところ、一部撤去したが完全な撤去には至らなかった。
- ④ なお、行為者は、河川法に基づく監督処分の取消しを求めて、12月15日付けで行政手続法に基づく審査請求を国土交通省に提出している。

(5) 代執行工事の実施日

平成24年2月9日（木）

(6) 代執行工事費（委託契約額）

319,200円（県負担分を含む）

(7) 備考

現在、行政手続法に基づく審査請求の裁決が出ていないため、その結果を踏まえて、撤去費用の納付を命じる。

代執行前



代執行後



2 倉庫等（土間コンクリートを含む）

（1）違反の場所

近江八幡市牧町2187番地先の一級河川琵琶湖の河川区域内

（2）相手方

近江八幡市 女性

（3）代執行の内容

倉庫等を撤去することにより一級河川琵琶湖の原状回復を図った。

（4）経過

- ① 昭和57年頃から牧水泳場の利便施設として相手方の夫が建物を設置しはじめた。平成8年にこの夫が当該倉庫を新築（相手方名義で登記）したところ、一部の住民から官地上にあると指摘されたが、夫が民地上にあると主張し、官民地境界が確定せず明確な指導ができなかった。
- ② 平成17年に相手方の夫が死亡し、倉庫はマリナー業者が使用するようになった。
- ③ 平成21年には河川区域界確認書を締結し、平成22年9月には官民地境界の立会を行い官民地境界線が明確になった結果、倉庫等について河川法違反として不法占用を問うことが可能になった。それ以降、相手方に指示書や警告書による文書指導を行ったが自主撤去には至らず、法的措置に移行した。
- ④ 平成23年10月28日付けで原状回復を求める河川法の監督処分を実施したが、応じなかったことから行政代執行法に基づく代執行を実施した。

（5）代執行工事の実施日

平成24年2月22日（水）～27日（月）（26日（日）を除く。）

（6）代執行工事費（委託契約額）

1,260,000円（県負担分を含む）

（7）備考

撤去費用の額が確定次第、相手方に対して遅滞なく行政代執行法に基づき、撤去費用の納付を命じる。

代執行前



代執行後

